

2009（平成21）年6月11日

株式会社ベルコサービス
代表取締役 樵田 剛臣 殿

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
理事長 清水 巖
〒655-0022 神戸市中央区元町通6丁目7番10号
元町関西ビル3階
かげやま司法書士事務所内
電話 078-361-7201 FAX 078-361-7228
URL <http://hyogo-c-net.com>

[本件に関する連絡先]

みのり法律事務所 弁護士 北村 純子
電話 078-366-0865 FAX 078-366-0841

申 入 書

当法人は、兵庫県神戸市に事務所を置き、消費者被害防止・救済のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用の差止請求活動等を行うことを目的とし、平成20年5月28日に内閣総理大臣から適格消費者団体の認定を受けた団体です。

今般、当法人は貴社に対し、下記「申入れの趣旨」記載のとおり申し入れいたします。

つきましては、本申入れに対する貴社のご対応について、本書面到達後1ヶ月以内に文書にてご回答くださいますようお願いいたします。

なお、本書面並びに本申入れに対する貴社からのご回答の有無及びその内容等、本申入れに関する経緯・内容についてはすべて公表させていただきますので、この旨申し添えます。

第1 申入れの趣旨

貴社のプラチナサポート規約において定められている、「解約時の返金は納入金額の二分の一となります。」との条項について、その使用を中止するよう求めます。

第2 申入れの理由

- 1 貴社は、消費者に対して、冠婚葬祭に関する役務サービスである「プラチナサポート契約」を提供しています。同契約は、プラチナサポート加入者が将来行う冠婚葬祭に備えて所定の金額を前納することにより、加入者は冠婚葬祭にかかわる割増しされた役務サービス等の提供を受ける権利を取得し、貴社は、加入者の請求により、冠婚葬祭に関わる役務サービス等を貴社が委託する株式会社ベルコが提供する義務を負う仕組みの契約です。この契約については、貴社はプラチナサポート規約（以下「本規約」といいます。）を定めています。

2 本規約5条によると、消費者が前納する金額は次のとおりです。

ルビーコース	270,000円
エメラルドコース	388,000円
サファイアコース	600,000円
ダイヤモンドコース	800,000円
プラチナコース	1,000,000円

いずれも消費税別、支払回数は一括全納。支払方法は振込。

なお、前納金に利息は発生しません（本規約1条）。

3 本規約17条には、貴社は、次のとおり、契約を解約する際には、消費者が前納した金額の2分の1を納入金額から差し引いて返金する条項を設けています（以下「本条項」といいます）。

第17条1項

この契約は、加入者の申し出により解約することができます。但し、解約時の返金は納入金額の二分の一となります。

4 これらの条項が適用されると、たとえば、消費者が上記「プラチナコース」に加入して100万円を前納し、貴社の冠婚葬祭サービスを全く受けない間に解約をしたとしても、半額の50万円しか貴社から返金されない結果が生じます。

5 消費者契約法は、9条1号において、解除に伴う損害賠償の額を予定する条項について、平均的な損害の額を超える部分につき無効と定め、10条において、消費者の利益を一方的に害する条項は無効と定めています。

本条項について検討すると、冠婚葬祭サービスはもともとサービス提供日時を指定して契約される性質のものではありませんし、支払方法も一括前払いの振込払いであること等からすれば、解約の場合に一括前払式の冠婚葬祭サービス事業者に通常生じる損害は、極めて限定的なものになるといえます。

ところが、貴社の本条項では、解約時に控除する金額が契約金額の二分の一というものであって、極めて高額であるといえます。

したがって、貴社の本条項は、解除に伴い生じる平均的な損害の額を超える損害賠償額を定めるものとして、また、信義則に反して消費者の利益を一時的に害するものとして、同法9条1号及び10条により無効であると考えられます。

よって、当法人は貴社に対し、「申入れの趣旨」記載のとおり申入れをします。

以 上